

《開 会》

◇議長 田中 秀夫

只今から、令和4年第2回川北町議会定例会を開会します。

本日の出席議員数は、10名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

(午前10時2分)

《会期の決定》

◇議長 田中 秀夫

日程第1、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月15日までの8日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがいまして、会期は本日から6月15日までの8日間に決定しました。

尚、これに基づく議事日程は、お手元へ配布しておきましたからご了承願います。

《会議録署名議員の指名》

◇議長 田中秀夫

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番井波秀俊君、5番山村秀俊君、6番西田時雄君を指名します。

《諸般の報告》

◇議長 田中 秀夫

日程第3、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定により、本定

例会における説明のため、会議に出席を求めた者は、町長、副町長、教育長及び担当課長であります。

次に、町長から、報告第1号令和3年度川北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第2号川北町土地開発公社の経営状況の報告について、報告第3号一般財団法人川北町余暇健康開発公社の経営状況の報告について、以上の報告がありました。尚、資料はお手元へ配布しておきましたからご了承願います。

《提出議案 上程及び説明》

◇議長 田中 秀夫

日程第4、承認第3号から承認第5号及び議案第22号から議案第24号までを一括上程します。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

本日、令和4年第2回議会定例会を開催しましたところ、議員各位には何かとご多忙の中ご出席を戴き有難うございます。議案の説明に先立ちまして、町の近況についてご報告します。

政府は、5月23日に新型コロナウイルス対策の基本的対処方針を改定し、その中で、一定の条件下における屋内外でのマスク着用に関する見解が示されたほか、6月10日からは、訪日外国人観光客の受け入れが再開されるなど、感染症対策の一部緩和がなされています。

本町では、町制記念の綱引大会は中止と

なりましたが、先週日曜日には自衛消防隊の合同訓練大会が3年ぶりに開催され、8月6日の川北まつりについても、感染症対策の徹底を図ったうえで、開催準備を進めており、その他、7月24日には人生100年時代に向けてと題しての講演会を予定しています。

また、4回目のワクチン接種については、3回目接種から5ヶ月以上経過した60歳以上の方々への接種券の発送を開始し、6月14日からの個別接種、そして7月5日からの集団接種に、万全を期して参ります。

依然として、感染者数の高止まりが続いていますが、基本的な感染症対策の徹底と周知、そしてその対応に努めてまいります。

次に、主な事業の状況について申し上げます。

大学生等の応援給付金事業は、現在までに167世帯、189人分の合計18,900千円分の申請を受け付けています。また、昨年度整備しました保育業務支援システムの運用を5月16日より開始しており、新たに予算化した専門家による体育教室も各保育所の年長組を対象に5月から始めており、大変好評であります。

また、仮称であります多目的運動公園整備事業の公園土木工事と、消防ポンプ自動車、そしてサンハイム三反田整備事業の実施設業務の入札を今後執行し、全員協議会でも申し上げますとおり、多目的運動公園の公園土木工事と消防ポンプ車の購入については、本議会定例会の最終日に契約の締結の議案を追加提出したいと考えております。

それでは、6月議会定例会に提案をしま

した案件について、その概要をご説明します。

まずは、条例の専決処分の報告並びに承認を求めることについてであります。

承認第3号税条例の一部を改正する条例は、地方税法の一部改正に伴うもので、内容は新築住宅及び認定長期優良住宅にかかる固定資産税の減額措置の適用期限の2年間延長、そして省エネ改修の既存住宅にかかる減額措置の見直しと適用期限を2年間延長する改正で4月1日より施行しています。

次の承認第4号国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、課税限度額の見直しを図るもので、令和4年度以後の年度分の国保税に適用します。

次に承認第5号令和3年度一般会計補正予算であります。本年3月補正に計上しました町道等整備工事や地籍調査事業等、9つの事業の合計66,412千円を地方自治法第213条第1項の規定に基づく、繰越明許費として専決処分を致しましたので報告するものであります。

次は、議案第22号令和4年度一般会計補正予算であります。今回の補正額は26,300千円で、予算の累計額は3,991,300千円です。内容についてですが、まず総務費では行政手続きのオンライン化に必要な住民情報システムの改修費に10,010千円。民生費では川北温泉の男子浴室の配管改修工事と、低所得の子育て世帯に対し、児童一人あたり50千円を給付する国の事業に合わせ、8,500千円を補正します。商工費では感染症の影響により、厳しい経営状況が継続している町内事業者に対して、法人

で最大 250 千円、個人で最大 150 千円を昨年度に続き経営継続支援金として給付する事業に 6,000 千円。消防費では感染症を踏まえた避難所運営に必要な物品の購入費として 1,790 千円を補正します。

これら歳出に対する財源は、国庫支出金や繰入金、繰越金を充当しています。なお、感染症対策や物価高騰対策につきましては、今後とも状況を見極め、必要な施策については時機を逸することなく取り組んで参ります。

次の議案第 23 号税条例の一部を改正する条例は、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除について、対象者は 4 年間、適用期限は 5 年間、それぞれ延長する改正で令和 5 年 1 月 1 日より施行致します。

最後に、議案第 24 号高齢者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例であります。現状のままでは、高齢者医療費助成事業の財政負担が益々増加することから、町内各種団体の方々に構成された検討委員会の意見を参考に、持続可能な制度となりますよう見直しを図るものであります。内容は現在の自己負担分全額の助成から総医療費の 1 割相当額を助成することに改めるもので、窓口 2 割負担が新設される令和 4 年 10 月 1 日より施行致します。

以上が、6 月議会定例会に提案致しました議案の概要であります。

議員各位におかれましては、何卒慎重にご審議を頂き、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明と致します。

◇議長 田中 秀夫

これを持ちまして、提案理由の説明を終わります。

《質疑・委員会付託》

◇議長 田中 秀夫

これから、只今一括上程されております承認第 3 号から承認第 5 号及び議案第 22 号から議案第 24 号までに対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

只今、承認第 3 号から承認第 5 号及び議案第 22 号から議案第 24 号までについては、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、承認第 3 号から承認第 5 号及び議案第 22 号から議案第 24 号については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

《提出議案 議題及び説明》

◇議長 田中 秀夫

日程第 5、議案第 25 号から議案第 26 号をまでを一括議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

〔町長（前哲雄君）登壇〕

◇町長 前 哲雄

それでは、ご説明致します。

先ず、議案第 25 号固定資産評価審査委員会委員選任につき、同意を求めることについてであります。現在、委員の吉岡正美さんは、この6月30日で任期が満了致します。現在、2 期目であり、人格・識見ともに優れた吉岡さんを引き続き選任致したく、地方税法第 423 条第 3 項の規定により提案するものであります。

次は、議案第 26 号固定資産評価員選任につき、同意を求めることについてであります。地方税法第 404 条の規定により、固定資産評価員の設置が義務づけられており、この 4 月 1 日の人事異動に伴い、新たに税務課長に就きました村田真寿美さんを選任致したく、提案するものであります。

以上 2 件の人事案件について、議員各位のご同意を賜わりますようお願い申し上げます。何卒、慎重にご審議を頂き、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明と致します。

◇議長 田中 秀夫

これをもって、提案理由の説明を終わります。

《質疑・討論省略》

◇議長 田中 秀夫

只今、議題となっております、議案第 25 号から議案第 26 号については、人事に関する案件でありますので質疑・討論を省略し、直ちに採決をしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略することに決定しました。

《採 決》

◇議長 田中 秀夫

これより、議案第 25 号から議案第 26 号を採決します。

まず、議案第 25 号川北町固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立 9 名)

起立全員です。ご着席ください。

よって、議案第 25 号川北町固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

次に、議案第 26 号川北町固定資産評価員選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立 9 名)

起立全員です。ご着席ください。

よって、議案第 26 号川北町固定資産評価員選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

《選挙管理委員会委員の選挙》

◇議長 田中 秀夫

日程第 6、選挙第 1 号川北町選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

議長が指名することに決定しました。

川北町選挙管理委員会委員には、河村忠久君、宮本法和君、江戸正則君、南宗宏君。以上の方を指名します。

お諮りします。

只今、議長が指名いたしました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

よって、只今指名いたしました河村忠久君、宮本法和君、江戸正則君、南宗宏君。以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

《選挙管理委員会委員補充員の選挙》

◇議長 田中 秀夫

日程第7、選挙第2号川北町選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第

118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

議長が指名することに決定しました。

川北町選挙管理委員会委員補充員には、第1順位、中西茂樹君、第2順位、村田信次君、第3順位、上田宏一君、第4順位、中村栄俊君。以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました第1順位中西茂樹君、第2順位村田信次君、第3順位上田宏一君、第4順位、中村栄俊君。

以上の方が順序のとおり川北町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

《閉 議》

◇議長 田中 秀夫

以上をもって、本日の議事日程はすべて終了しました。

したがって、明6月9日から14日までを

休会とし、6月15日午前10時より本会議
を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時21分)